

桔梗が丘自治連合協議会規約

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 8 条)
第 2 章	評議員及び総会	
	第 1 節 評議員	(第 9 条～ 第 12 条)
	第 2 節 総 会	(第 13 条～第 25 条)
第 3 章	理事及び理事会	
	第 1 節 理 事	(第 26 条～第 31 条)
	第 2 節 理事会	(第 32 条～第 37 条)
第 4 章	自治連合会	(第 38 条～第 46 条)
第 5 章	委員会	(第 47 条～第 56 条)
第 6 章	事業部会	(第 57 条～第 66 条)
第 7 章	施設管理運営	(第 67 条～第 68 条)
第 8 章	受託事業	(第 69 条～第 70 条)
第 9 章	事務局	(第 71 条～第 72 条)
第 10 章	会 計	(第 73 条～第 80 条)
第 11 章	評価制度	(第 81 条～第 83 条)
第 12 章	監 査	(第 84 条～第 88 条)
第 13 章	情報公開	(第 89 条～第 90 条)
第 14 章	雑 則	(第 91 条～第 93 条)
	附 則	(第 1 条～第 4 条)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。
名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。

- (3) 高齢者の生きがいくりに関する事業
 - (4) 青少年の健全育成に関する事業。
 - (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
 - (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
 - (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
 - (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。
- 2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめた地域ビジョンの策定に努めるものとする。

(会 員)

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

- 2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。
- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
 - (2) 桔梗が丘地区婦人会
 - (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
 - (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
 - (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
 - (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
 - (7) 桔梗が丘地区民生委員・児童委員協議会
 - (8) 桔梗が丘商店会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。
(会員の役割)

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

(定数)

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 桔梗が丘自治会又は区 | 24名 |
| (2) 事業部会 | 6名 |
| (3) 団体等 | 10名以内 |

(役割)

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。

2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催すること

ができる。

(総会の開催手続)

第 17 条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日の 5 日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第 18 条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第 20 条 議長及び副議長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第 21 条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第 10 条第 2 項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第24条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第25条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第3章 理事及び理事会

第1節 理事

(定数)

第26条 理事の定数は20名以内とする。

(理事)

第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事

- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘公民館長
- (7) 事務局長、事務局次長。

(役 職)

第 28 条 協議会は、会長 1 名及び副会長 2 名以内を置く。

(選 出)

第 29 条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任 期)

第 30 条 理事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 31 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第 2 節 理事会

(構成と役割)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第 33 条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第 35 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 36 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項
- (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第 37 条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

第 4 章 自治連合会

(構成と役割)

第 38 条 協議会に自治連合会（以下「連合会」という。）を置き、区長又は自治会長（以下「区長等」という）をもって構成する。

2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行

う。

3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹 事)

第 39 条 連合会に、代表幹事 1 名、副代表幹事 1 名及び幹事 3 名を置く。

(選 出)

第 40 条 桔梗が丘 2 4 区を施行規則に定める 4 ブロックに分けるものとする。

2 幹事の選出は、前項に定める 4 ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招 集)

第 41 条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第 42 条 連合会は、区長等の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第 43 条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 44 条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会への付託事項
- (2) 連合会の活動方針に関する事項
- (3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項
- (4) 委員会に対する要請に関する事項
- (5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項

(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第45条 桔梗が丘24地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第47条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構成)

第48条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第 51 条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 52 条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招 集)

第 53 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 54 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 55 条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(設 置)

第 56 条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第 6 章 事業部会

(事業部会)

第 57 条 協議会に第 5 条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の 6 事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構成)

第 58 条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役職)

第 59 条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選出)

第 60 条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第 61 条 部会長及び副部会長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役割)

第 62 条 事業部会は、第 5 条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招集)

第 63 条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議決)

第 64 条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 65 条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設置)

第 66 条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第7章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第67条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

- 2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。
- 3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施設)

第68条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 桔梗が丘公民館
- (2) 桔梗が丘南公民館
- 2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。
- 3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第69条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第70条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第71条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
3. 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第72条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 公民館の管理運営に関する事項
 - (3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
 - (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
 - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
 - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
 - (7) その他、会長及び館長が必要と認める事項
2. 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。
 3. 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会 計

(会 計)

第73条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2. 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財 産)

第74条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

2. 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
3. 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第75条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第76条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第77条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会
が予算原案の作成をする。

- 2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第78条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

- 2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。

4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 79 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 80 条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 81 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 82 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 83 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 84 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 85 条 監査業務執行のため監事を置く。

- 2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第 86 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(監査方法)

第 87 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

- 2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第 88 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

- 2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第13章 情報公開

(情報公開)

第89条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。

3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第90条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑則

(監査請求)

第91条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第92条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第93条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償を

することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第85条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第73条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。